

	機関名	名称	対象企業	実習対象者	実習期間	実習時間(1日あたり)	金額	備考
1	高齢・障害・求職者雇用支援機構	障害者職場実習等受入謝金	次のいずれかに該当する事業主(就労移行支援または就労継続支援を行う事業所を除く) ①これまで障害者を雇用したことがない、または過去3年間障害者を雇用した経験がない事業 ②これまで身体障害および知的障害以外の障害種別の障害者を雇用した経験がなく、公共職業安定所等から依頼を受け、身体障害および知的障害以外の障害種別の障害者を実習生として受け入れる事業所の事業主 ③過去3年間に障害者を雇用している事業所の事業主で、これまで雇用経験のない障害種別の障害者を実習生として受け入れ、実習終了日から起算して3か月以内に当該雇用経験のない障害種別の障害者を新たに雇い入れる事業所の事業主 ④初めて一般就労することを目指す障害者等の実習を受け入れる事業所の事業主で、常時雇用する労働者数が300人以下または常時雇用する労働者数が300人以上の事業主で法定雇用率未達成の事業主	公共職業安定所に求職登録している方、障害者職業センターまたは障害者就業・生活支援センター等で支援を受けている方、就労支援事業を行う事業所の利用者、特別支援学校の生徒のうち、次の①から④のいずれかに該当する方 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者、難病等にかかっている方、高次脳機能障害がある方で、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方	1週間から1か月間のうち、原則として3～10日	3時間以上で実習事業所の所定労働時間を超えない範囲	実習対象者1人につき日額5,000円	・採用を前提としない実習に限る ・従業員以外の方で要件を満たす方を実習指導員として委嘱する場合、別途謝金あり ・実習事業所が加入する傷害保険および損害賠償責任保険の保険料の実費支給あり
2	神奈川県障害者雇用促進センター	障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入奨励金	次のすべてに該当する事業主 ①常用雇用者が300人以下の企業 ②高齢者雇用状況報告及び障害者雇用状況報告を横浜市・川崎市を除く神奈川県内の所在地で行っている企業 ③以下に該当しない企業 ・国、地方公共団体(公営企業体を含む。)の施設、事業所(指定管理者が運営するものを含む。) ・特例子会社 ・就労継続支援A型事業所 ・神奈川県警察本部へ照会した結果、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)が企業の代表者又は役員に確認された企業 ・本事業において体験実習者に賃金若しくはそれに類する金品を支給したことが過去にある企業	県内の障害者就業・生活支援センター、地域就労援助(支援)センター及び就労移行支援事業所(以下「就労支援機関」という。)を利用している方で、以下に該当しない方 ①特別支援学校、インクルーシブ教育実践推進校など学校教育法に定める学校等の在校生 ②体験実習開始時点において在職中の者 ③参加申し込み時点において身体障害者手帳を所持していない者 ④神奈川県障害者職業センター、職業訓練法人神奈川県能力開発センター、国立県営神奈川県障害者職業能力開発校等の訓練機関の支援計画に基づく訓練を実施中である者 ⑤本事業において、過去に同一企業(事業所)かつ同一職種の実験実習に参加したことがある者 ⑥同一の年度内にすでに本事業を利用したことがある者 ⑦障害福祉サービス事業所のうち、就労支援機関以外の事業所を利用する者(就労継続支援や自立訓練等) ⑧就労支援機関を利用している場合に、当該就労支援機関を運営する同一の法人が運営する事業所において体験実習の参加を希望する者 ⑨参加を申し出た障害者が、障がい者雇用に係る就労準備性が整っていないと現に利用する就労支援機関が判断した者 ⑩その他、本事業の利用中に受入事業所に故意に損害を与えたり、体験実習終了後も含め、受入事業所の許諾なく内部情報を第三者に提供したりするなど迷惑な行為を行った者	登録事業所の営業日で土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日を除き、連続する2日から10日の間で設定した期間内	登録事業所の就業時間内において3時間から8時間	日額5,000円(同日に複数人受け入れた場合でも同額)	障害者に対する参加謝礼金あり(1日あたり2,000円)
3	調布市	調布市障害者就労体験事業奨励金	市内障害者就労支援センターからの紹介による障害者を受入れ、就労体験事業を実施する事業所 ※奨励金の交付を受けようとする就業体験事業について既に国等の機関から補助金、交付金等の交付を受けている事業主及び市長が奨励金を交付することは適当でないことを認めた事業主は対象外	①身体障害者手帳の交付を受けた者 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ③愛の手帳の交付を受けた者 ④上記に掲げるもののほか、市長が適当と認める者	就労体験事業の内容は、障害者就労支援センターと事業所で協議し決定(原則10日間)	障害の程度、健康状態等に応じ、障害者就労支援センターと事業所が協議し、適宜決定	就労体験を行う期間の日数に2,000円を乗じて得た額と実支出額とのいずれか低い額 ※事業主が市内に住所を有する中小企業者である場合は、1日あたり2,000円を加算	
4	東京都文京区	文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業	区内に本社又は事業所を有し、次のいずれかに該当するもの ①資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は従業員の合計が300人以下の事業所(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条第1項の認定を受けた子会社を除く。以下同じ。)、中小企業、個人事業主、組合等 ②第9条に規定する助成金の交付の申請を行う日において、障害者を雇用していない事業所 ※職業体験の実施前に文京区障害者就労支援センターに届出が必要	①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者 ②知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者 ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者 ④発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者 ⑤難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者 ⑥児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児 ※居住地による制限なし	要綱上定めなし	2時間以上	①1日の受入れ時間数が2時間以上4時間未満の場合:1日につき2,000円を事業主に支給 ②1日の受入れ時間数が4時間以上の場合:1日につき4,000円を事業主に支給	・障害者に対し賃金等が発生するもの及び座学のみものを除く ・職業体験受入れを経て、正式に雇用した場合、「雇用促進奨励金」10万円を事業主に支給
5	船橋市	障害者職場実習奨励金	下記のあっせん機関からのあっせんにて障害のある方を職場実習に5日以上受け入れた事業主 ①公共職業安定所 ②障害者の雇用の促進等に関する法律第28条に規定する障害者就業・生活支援センター ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する「就労移行支援」を行う事業所 ④学校教育法第72条に規定する特別支援学校 ⑤学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級を設置する中学校及び高等学校 ⑥職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設 ⑦生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援事業を実施する機関	市内に居住する者で、次に掲げるもの ①障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する身体障害者 ②法第2条第4号に規定する知的障害者 ③法第2条第6号に規定する精神障害者 ④その他①～③と同程度の障害があると市長が認める者のうち、下記機関からあっせんされたもの (1)公共職業安定所 (2)障害者の雇用の促進等に関する法律第28条に規定する障害者就業・生活支援センター (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する「就労移行支援」を行う事業所 (4)学校教育法第72条に規定する特別支援学校 (5)学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級を設置する中学校及び高等学校 (6)職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設 (7)生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援事業を実施する機関	5日以上	要綱上定めなし	受け入れ実習者1人につき20,000円	実習先および事業所の所在は、船橋市外でも可